

生駒市規則第30号

生駒市職員の育児休業等に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の育児休業等に関する規則(平成4年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間及び同法」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第2条の2第2項、第4条の10第1項第3号及び第4条の12第2項中「大学院修学休業をし」の次に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第6条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に

次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業をしている職員

第10条第2項第2号中「、第6条第1項第7号に掲げる職員及び同項第8号に掲げる職員」を削り、同項第4号を同項第8号とし、同項第3号を同項第7号とし、同項第2号の次に次の4号を加える。

(3) 大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その
2分の1の期間

(4) 修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。
以下同じ。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1
の期間

(5) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その
2分の1の期間

(6) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その
2分の1の期間

第12条第1項第2号中「第5号まで」の次に「及び第7号から第9号まで」を加え、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第16条第2項第2号中「、第6条第1項第7号に掲げる職員及び同項第8号に掲げる職員」を削り、同項第9号を同項第13号とし、同項第3号から第8号までを4号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の4号を加える。

(3) 大学院修学休業をしている職員として在職した期間

(4) 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(5) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(6) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。